税務課市民税係からのお知らせ

市民税軽自動車税

▶問い合せ先 税務課市民税係(☎82-1125)

◇公的年金に係る市県民税の納税方法が変わります



これまで、納付書や口座振替等で納税していただいていた"公的年金に係る市県民税"が、今年の 10 月から公的年金からの天引き(特別徴収)に変わります。

○変更内容

平成 21 年度

	普通徴収(納付	書・口座振替等)	特別徴収(公的年金から天引き)			
時 期	6 月	8月	10 月	12 月	2月	
税額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6	

平成 22 年度以降

	特別徴収(公的年金から天引き)						
	仮徴収(年税額確定前の暫定措置)			本徴収			
時期	4月	6 月	8月	10 月	12月	2月	
税額	前年 10 月から 2 月までに天引きした額の合計 額の			年税額から仮徴収(4月・6月・8月に天引き した額)を差し引いた残額の			
	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	

- ○対象者 平成 20 年 4 月 1 日現在において、老齢基礎年金などの公的年金を受給している 65 歳以上の人
- ※ただし、次の人は対象になりません。
 - ◇公的年金の給付額が、年額 18 万円未満の人
 - ◇特別徴収額とその他の天引きされる金額(社会保険料など)の合計額が公的年金の給付額を超える人
 - ◇介護保険料が、特別徴収されていない人

※ご注意を! 納税方

納税方法は公的年金からの天引きに変わりますが、市県民税の年税額は変わりません。

◇軽自動車税について



<名義変更などの手続きはお早めに>

軽自動車税は、その年の4月1日に原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・軽自二輪および自動二輪をお持ちの人に課税されます。廃車や売買などにより所有者を変更した場合は、必ず4月1日までに下記の場所で手続きをしてください。4月2日以降に手続きをした場合は、4月1日現在の所有者に引き続き課税されることになりますのでご注意ください。

軽自動車の種類	手続き受付場所		
原動機付自転車(125cc 以下),小型特殊自動車	税務課市民税係,総合事務所,南支所,埴生支所		
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下), 三輪・四 輪の軽自動車	山□県軽自動車協会 ☎ 083-922-8877		
二輪の小型自動車 (251cc 以上)	山□運輸局 ☎ 050-5540-2073		

<軽自動車税の減免について>

18 歳未満の心身に障がいのある人と生計を同じくする人、もしくは、心身に障がいのある人本人が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、申請により税金が減免される場合があります。

軽自動車税減免の申請手続き

◇新規の場合

手続きに必要な書類を持参していただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

◇継続の提合

4月上旬に送付する「現況届」をご提出ください。

◇申請期限

5月25日 (納期限の7日前)

※平成21年度の軽自動車税納付書発送予定日は5月1日金,納期限は6月1日月です。